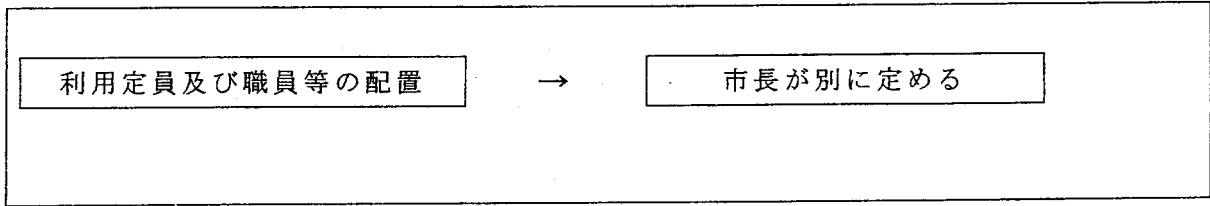
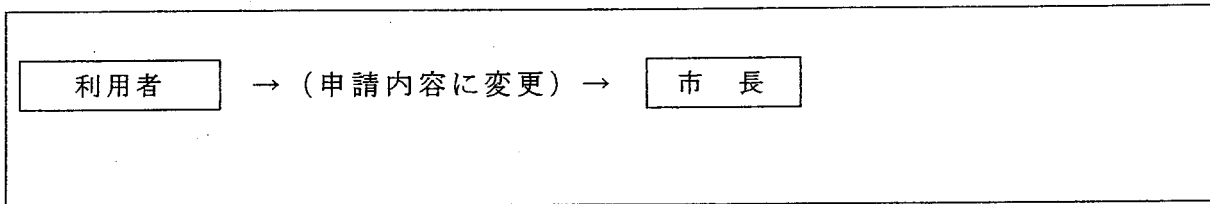


(13) 利用定員及び職員等の配置 (第25条)

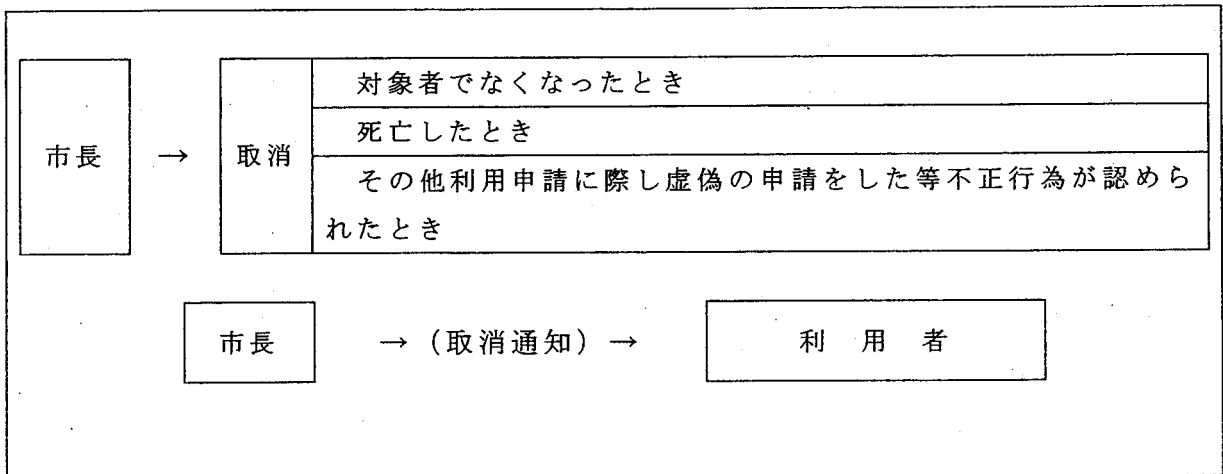


第6章 雑則

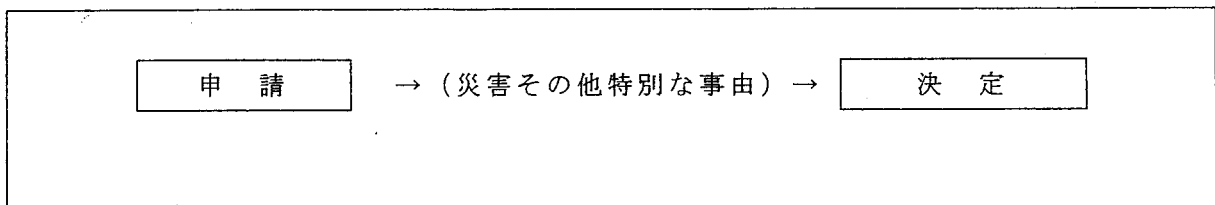
(14) 変更の届出 (第26条)



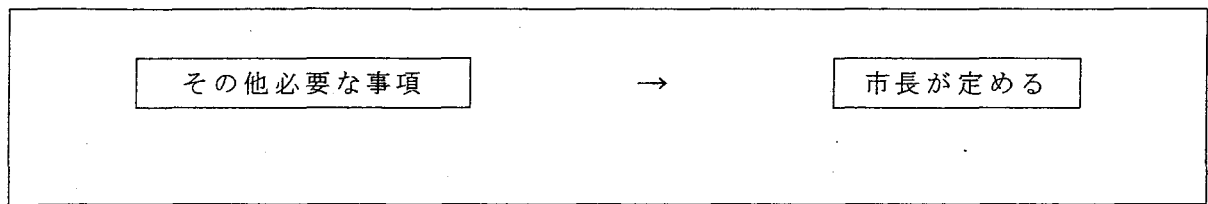
(15) 決定の取消 (第27条)



(16) 費用負担の減免



(17) 補則



3 附則

(1) 施行期日

平成18年10月1日から施行する。

多治見市条例第 号

多治見市障害者自立支援条例（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 審査会（第 3 条）
- 第 3 章 地域生活支援事業（第 4 条—第 16 条）
- 第 4 章 雑則（第 17 条）
- 第 5 章 罰則（第 18 条—第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 本市における障害者自立支援については、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、法、障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）及び障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）の例による。

第 2 章 審査会

（審査会）

第 3 条 法第 15 条の規定による審査会の名称は、多治見市障害程度区分判定審査会（以下「審査会」という。）とする。

2 審査会の委員の定数は、10 人とする。

第 3 章 地域生活支援事業

（市が行う地域生活支援事業）

第 4 条 市は、法第 77 条第 1 項の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げ

る事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業（障害者デイサービス事業及び小規模作業所事業をいう。以下同じ。）

2 市は、法第 77 条第 3 項の規定に基づく地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 知的障害者職親支援事業
- (3) 日中一時支援事業
- (4) 生活サポート事業
- (5) 社会参加促進事業
(費用給付事業)

第 5 条 前条に規定する地域生活支援事業のうち日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業（市が自ら又は委託によりサービスを提供する場合を除く。）、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業及び生活サポート事業（以下「費用給付事業」という。）は、第 12 条の規定による地域生活支援給付をもって行う。

(費用助成等事業)

第 6 条 地域生活支援事業（費用給付事業を除く。）のうち規則で定める事業については、費用の助成又は経費の補助をもって行う。

(対象者)

第 7 条 地域生活支援事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者でその者又はその者の保護者が市内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者
- (2) 身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた児童
- (3) 県から療育手帳の交付を受けた者又は療育手帳の交付を受けていない児童で、

早期の療育が必要と市長が判断したもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

2 前項に規定するもののほか、同項各号のいずれかに該当する者で、法第 19 条第 3 項に規定する特定施設入所障害者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内であるものは、地域生活支援事業の対象とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、地域生活支援事業の対象としない。

（利用の申請）

第 8 条 地域生活支援事業（知的障害者職親支援事業を除く。次条において同じ。）

を利用しようとする者又はその保護者は、市長に申請をしなければならない。

2 前項に規定する申請に当たっては、前条第 1 項各号に規定する手帳等のいずれかを提示するものとする。ただし、療育手帳の交付を受けていない児童で、早期の療育が必要と市長が認めたものについては、この限りでない。

3 知的障害者職親支援事業に関する利用の手続等に関しては、別に規則で定める。

（利用の決定）

第 9 条 前条第 1 項の規定による申請があつたときは、市長は、地域生活支援事業の種類ごとに月又は年を単位として 12 箇月を超えない範囲において、地域生活支援事業のサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）の量を定め、利用の決定（以下「利用決定」という。）を行うものとする。

2 市長は、利用決定に当たり、地域生活支援サービスの提供事業者及び提供場所を指定することができる。

（利用決定の変更）

第 10 条 利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）又はその保護者は、現に受けている利用決定に係る地域生活支援事業の種類、サービスの量その他規則で定める事項を変更する必要があるときは、市長に対し、当該利用決定の変更の申請をすることができる。

2 市長は、前項の申請により、必要があると認めるときは、利用決定の変更の決定

を行うことができる。

(利用決定の取消し)

第 11 条 市長は、次に掲げる場合には、利用決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 利用者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認められるとき（住所特例地が市内であるときを除く。）。
- (3) その他規則で定めるとき。

(地域生活支援給付)

第 12 条 市長は、利用者が、当該利用決定に基づく費用給付事業に係るサービスを受けたときは、当該利用者又はその保護者に対し、当該費用給付事業に係るサービスに要した費用について、地域生活支援事業として、地域生活支援給付を支給する。

- 2 地域生活支援給付の額は、費用給付事業の種類ごとに費用給付事業に係るサービスに通常要する費用として、規則で定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に当該費用給付事業に係るサービスに要した費用の額）の 100 分の 90 に相当する額とする。
- 3 利用者が費用給付事業を利用したときは、市長は、当該利用者又はその保護者が当該費用給付事業に係るサービスを提供した事業者等に支払うべき当該費用給付事業に係るサービスに要した費用について、地域生活支援給付として当該利用者又はその保護者に支給すべき額の限度において、当該利用者又はその保護者に代わり、当該事業者等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があったときは、利用者又はその保護者（以下「利用者等」という。）に対し地域生活支援給付の支給があったものとみなす。

(日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援給付)

第 13 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、利用者が同一の月に受けた日常生活用具給付等事業に係るサービスに要した費用の額の合計額から、同項の規定により算定した当該同一の月における当該日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援給付の合計額を控除して得た額が、当該利用者等の家計に与える影響その他の事情をしん酌して規則で定める額を超えるときは、当該同一の月における当該日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援給付の額は、同項の規定により算定した費用の額の

100 分の 90 に相当する額を超え、100 分の 100 に相当する額以下の範囲内において規則で定める額とする。

(高額地域生活支援給付)

第 14 条 利用者が同一の月に受けた地域生活支援サービス（日常生活用具給付等事業に係るサービスを除く。次項において同じ。）に要した費用の額の合計額から、第 12 条第 2 項の規定により算定した当該同一の月における地域生活支援給付（日常生活用具給付等事業に係る地域生活支援給付を除く。次項において同じ。）の合計額を控除して得た額が、規則で定める額を超えるときは、当該利用者等に対し、高額地域生活支援給付を支給する。

2 高額地域生活支援給付の支給要件、支給額その他支給に関し必要な事項は、地域生活支援サービスに要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、規則で定める。

(利用の契約)

第 15 条 利用者が障害者デイサービス事業又は小規模作業所事業（市が自ら又は委託によりサービスを提供する場合に限る。次条において同じ。）を利用しようとするときは、利用者等は、市と契約するものとする。

(利用者負担)

第 16 条 前条の規定に基づき、障害者デイサービス事業を利用した利用者等は、手数料として、別表に定める額を納入しなければならない。

2 前条の規定に基づき、小規模作業所事業を利用した利用者等は、手数料を納入しなければならない。

第 4 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第 5 章 罰則

第 18 条 本市は、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者が正当な理由なしに、法第 9 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたと

きは、10 万円以下の過料に処する。

第 19 条 本市は、自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者又はこれらの者であった者が正当な理由なしに、法第 10 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、10 万円以下の過料に処する。

第 20 条 法第 24 条第 2 項又は法第 25 条第 2 項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10 万円以下の過料に処する。

第 21 条 前 3 条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前 3 条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(多治見市障害者居宅生活支援条例の廃止)

第 2 条 多治見市障害者居宅生活支援条例（平成 15 年条例第 1 号）は、廃止する。

(多治見市障害程度区分判定審査会条例の廃止)

第 3 条 多治見市障害程度区分判定審査会条例（平成 18 年条例第 5 号）は、廃止する。

(多治見市障害程度区分判定審査会条例の廃止に伴う経過措置)

第 4 条 廃止前の多治見市障害程度区分判定審査会条例の規定による審査会は、第 3 条の規定による審査会とみなす。

(利用者負担の特例)

第 5 条 第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、小規模作業所事業を利用した利用者等は、当分の間、手数料の支払いを要しないものとする。

(経過的障害者デイサービス事業の実施)

第 6 条 施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの間については、第 4 条第 2 項中「次に

掲げる事業」とあるのは「次に掲げる事業及び経過的障害者デイサービス事業」と、
第 5 条中「及び生活サポート事業」とあるのは「、生活サポート事業及び経過的障
害者デイサービス事業」と読み替えるものとする。

(施行のための準備行為)

第 7 条 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても
行うことができる。

別表 (第 16 条関係)

提供単位	金額
4 時間未満	100 円
4 時間以上 8 時間未満	200 円

備考

送迎を利用した場合は、片道 100 円を加算する。

〇〇市相談支援事業実施要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇

〇〇市相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 〇〇市相談支援事業（以下「事業」という。）は、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、〇〇市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行なうことができる」と認める指定相談支援事業者に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者相談支援事業
 - (2) 特別相談支援事業
 - (3) 住宅入居等支援事業
 - (4) 成年後見制度利用支援事業
- 2 障害者相談支援事業は、障害者等又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。
- (1) 福祉サービスの利用援助に関する業務
 - (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務
 - (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務
 - (4) ピアカウンセリングに関する業務
 - (5) 権利の擁護のために必要な援助に関する業務
 - (6) 専門機関の紹介に関する業務
- 3 特別相談支援事業は、前項の障害者相談支援事業を円滑に実施するため特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市に配置し、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応
 - (2) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関する業務
 - (3) 市内の相談支援体制の整備状況、ニーズ等を勘案した相談支援事業実施計画の作成に関する業務
 - (4) 地域自立支援協議会の運営に関する業務
- 4 住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者又は精神障害者（共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。）に対し、入居に必要な調整等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。
- (1) 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援に関する業務
 - (2) 利用者の生活上の課題に対し、緊急に対応が必要となる相談支援、関係機関との連絡・調整等に関する業務
- 5 成年後見制度利用支援事業の実施については、〇〇市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成17年〇〇市告示第671号）の規定によるものとする。
- （配置職員等）

第4条 障害者相談支援事業者は、事業の実施にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、相談支援専門員又は介護支援専門員のいずれか（以下「ソーシャルワーカー」という。）1名以上を配置しなければならない。ただし、事業の実施に支障のない範囲で指定相談支援事業者関係業務に従事することができる。

- 2 障害者相談支援事業者は、特別な相談支援が必要なときは、ソーシャルワーカーに加えて、専門的な知識を有する者のうち特別な相談支援に対処できるものを従事させなければならない。
- 3 特別相談支援事業にあつては、障害者の相談・援助業務の経験があるソーシャルワーカーで〇〇市相談支援機能を強化するために必要と市長が認めたものとする。

（地域自立支援協議会）

第5条 市長は、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、〇〇市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

- 2 自立支援協議会の委員は、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等で構成し、必要に応じて保健・医療機関、教育・雇用関係機関、企業、学識経験者等の参加を求めることができる。
- 3 自立支援協議会に会長を置き、〇〇市福祉部生活支援課長をもってこれに充てる。

(遵守事項)

第6条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務体制、職務環境、訪問手段等をさだめておかなければならない。

3 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

6 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

7 事業者は、事業を行う事務所を〇〇市内の交通利便の整った場所に設置しなければならない。

(利用料)

第7条 利用者は、無料とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

〇〇〇市成年後見制度利用支援事業実施要綱

〇〇市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成17年10月21日

告示第671号

改正 平成18年3月23日告示第186号

(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利擁護の促進を目的として、成年後見制度利用支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 市長は、予算の範囲内で、次に掲げる事業の実施に必要な経費の全部又は一部を負担又は補助することができる。

(1) 審判の請求

(2) 家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判の請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）の全部負担

(3) 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の業務に係る報酬等に対する補助

(審判の請求)

第3条 市長は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、当該各規定に定める者について、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、審判の請求を行うことができる。

(審判の対象者)

第4条 審判の対象者は、市に住所を有する（医療機関又は社会福祉施設等に住所を有する場合を除く。）又は市が実施する高齢者及び障害者福祉制度により扶助している高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）のうち、次に掲げる事項を総合的に考察した上で決定するものとする。

(1) 事理を弁識する能力の程度

(2) 二親等内の親族の存否、当該親族による審判の対象者保護の可能性及び当該親族が審判請求を行う見込み。ただし、三親等又は四親等の親族であって、審判請求のできる者の存在が明らかである場合は、この限りでない。

(3) 市又は関係機関が行う各種支援施策の活用の適否

(4) 生活、経済の状況及び要支援者の福祉を図るために必要な事項

(審判請求の要請)

第5条 次に掲げる者は、前条に定める要支援者が、後見開始等審判の請求を必要とする状態にある者と判断したときは、市長に対し審判の請求を要請することができる。

(1) 民生委員

(2) 要支援者の親族以外の者で当該要支援者の日常生活の援助者（社会福祉法人等の職員を含む。）

(3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第19項に規定する介護保険施設の職員

(5) 知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者援護施設の職員

(6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

(7) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員

(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設の職員

2 前項の要請は、審判の請求要請書により行うものとする。

(要請者への回答)

第6条 市長は、前条第1項各号に掲げる者から後見開始等審判の請求の要請があった場合において、当該要請に対する対応を決定したときは、後見開始等審判の請求要請に対する回答書により、当該要請をした者に回答するものとする。

(審判の請求の種類)

第7条 市長が行うことができる審判請求の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 民法第7条に規定する後見開始の審判
- (2) 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- (3) 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- (4) 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- (5) 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- (6) 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- (7) 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

(審判請求費用の求償)

第8条 市長は、審判請求費用に関し、審判の対象者又は当該関係者が負担すべきであると認めるときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立てを審判請求と同時に家庭裁判所に対して行うことができる。

(成年後見人等の支援対象者)

第9条 第2条第3号に規定する補助を受けることができる者は、要支援者のうち、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする。

(利用の申請)

第10条 前条に規定する者であって事業を利用しようとする者(以下「利用者」という。)又は当該利用者の成年後見人等で代理権を有するもの(以下「利用者に係る当該後見人等」という。)は、〇〇市成年後見人等の支援補助金交付申請書に後見等の開始の事実を明らかにする書類等を添えて市長に申請するものとする。

(利用の決定)

第11条 市長は、前条の申請を受理した場合において、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは〇〇市成年後見人等の支援補助金交付決定通知書により、いずれにも該当しないときは〇〇市成年後見人等の支援補助金交付却下通知書により、利用者又は当該利用者に係る成年後見人等に通知するものとする。

- (1) 第2条第3号の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者である者
- (3) 成年後見人等の報酬等を負担することで生活保護法による要保護者となる者

2 第2条第3号の補助の額は、家庭裁判所が決定する1月当たりの成年後見人等報酬に相当する額とし、社会福祉施設等に入所している者にあつては1万8千円を、その他の者にあつては2万8千円を限度とする。

(補助金の請求)

第12条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた利用者又は利用者に係る成年後見人等は、成年後見制度利用支援事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める補助金請求は、費用を支払った日から起算して2月以内に申請しなければならない。

(成年後見人等の報告義務)

第13条 補助金の交付を受けた利用者に係る成年後見人等は、当該利用者の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金を受けた者があるときは、その者に対して、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助の廃止等)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた利用者の死亡又は資産状況若しくは生活状況の変化等により補助の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、補助を廃止し、又は補助金額の増減を行うことができる。

(〇〇市成年後見審判申立審査会)

第16条 審判請求要請の適否及び審判の種類を審査するため、〇〇市成年後見審判申立審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 福祉部長
- (2) 福祉部介護保険課長
- (3) 福祉部生活支援課長
- (4) 福祉部社会福祉課長

3 審査会の会長は、福祉部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

(審査会の議事)

第17条 審査会の会議は、委員の要請により会長が招集する。

2 会議は、委員の4分の3以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第18条 審査会の庶務は、福祉部生活支援課において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日告示第186号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。